

## 障がい者優先調達推進企業に対する優遇措置に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）における、物品又は役務についての受注機会の増大を図り、障がい者の自立を促進するために実施する障がい者優先調達推進企業に対する優遇措置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「障がい者優先調達推進企業」とは、次のいずれにも該当する者で、第4条第1項の規定による登録を受けたものをいう。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）又は大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 大分市内に本店を有する者であること。
- (3) 大分市障がい者就労応援企業認定制度実施要領（平成30年10月1日施行）第4条の規定による大分市障がい者就労応援企業の認定を受けている者であること。

- (4) 大分市内の障害者就労施設等からの物品又は役務の合計調達金額が次条第1項の規定による届出をする日の属する年度の前年度（4月1日から7月31日までに届出をする場合は前々年度）において、常用雇用労働者数が43.5人以上の事業主にあつては300万円に法定雇用障害者数を乗じた金額以上であり、常用雇用労働者数が43.5人未満の事業主にあつては300万円以上であること。
- 2 この要領において「常用雇用労働者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する常時雇用する労働者の数をいう。
- 3 この要領において「法定雇用障害者数」とは、常用雇用労働者数に100分の2.3を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）をいう。
- 4 この要領において「物品等供給契約」とは、物品の購入（大分市物品取扱規則（昭和46年規則第38号）第7条第1項ただし書の規定により物品管理者が直接購入する場合を除く。）、製造の請負（工事の請負を除く。）、物件の借入れ及び施設の維持管理委託業務に係る契約をいう。
- 5 この要領において「建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等競争入札」とは、大分市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約並びに建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサル

タント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(登録の届出)

第3条 障がい者優先調達推進企業の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、障がい者優先調達推進企業届出書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出の期間は、毎年8月1日から8月31日までとする。この場合において、当該期間に届出をしなかった者は、随時に届出をすることができるものとする。

(障がい者優先調達推進企業の登録等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、登録をするとともに、その旨を公表するものとする。

2 市長は、障がい者優先調達推進企業について、届出書の内容に虚偽の記載があったときその他障がい者優先調達推進企業に適合しないと認められるときは、当該障がい者優先調達推進企業に係る登録を取り消すものとする。

3 障がい者優先調達推進企業は、第1項の登録を受けた後において、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たさなくなったときは、当該要件を満たさなくなった日から7日以内に障がい者優先調達推進企業非該当届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 第2項の場合において、登録を取り消された者は、第6条から第8条までに規定する優遇措置を受けることができない。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、届出日の属する月の翌々月の初日からその日以後最初に到来する9月30日までとする。

(一般競争入札における優遇措置)

第6条 市長は、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等競争入札（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係るものを除く。）における一般競争入札において、障がい者優先調達推進企業に対し、入札参加資格要件の緩和の優遇措置を講ずることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による優遇措置を講ずるときは、大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領（平成17年6月1日施行）第5条の規定による優遇措置を講ずることができない。

(指名競争入札における優遇措置)

第7条 市長は、物品等供給契約及び建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等競争入札における指名競争入札において、障がい者優先調達推進企業を1者ずつ追加指名するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による優遇措置を講ずるときは、物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設

等に対する優遇措置に関する要領（平成20年2月29日施行）第6条の規定による優遇措置及び大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加における障害者雇用促進企業に対する優遇措置に関する要領第5条の規定による優遇措置を講ずることができない。

（随意契約における優遇措置）

第8条 市長は、物品等供給契約を随意契約により締結しようとする場合において、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当するときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、障がい者優先調達推進企業を1者を追加選定するよう努めるものとする。
- (2) 1人の者から見積書を徴するときは、障がい者優先調達推進企業からの機会が多くなるよう選定に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による優遇措置を講ずるときは、物品等供給契約における障害者雇用促進企業、特例子会社及び障害者支援施設等に対する優遇措置に関する要領第7条各号に掲げる優遇措置を講ずることができない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）から令和元年7月31日までの間においては、第3条第2項の規定は適用しないものとする。
- 3 施行日から令和2年7月31日までの間に第3条第1項の規定による届出をした者に係る第2条第1項第4号の規定の適用については、「次条第1項の規定による届出をする日の属する年度の前年度（4月1日から7月31日までに届出をする場合は前々年度）」とあるのは、「平成30年4月1日から次条第1項の規定による届出をした日又は令和元年7月31日のいずれか早い日までの間」とする。
- 4 施行日から令和元年7月31日までの間に第3条第1項の規定による届出をした者に係る登録の有効期間は、第5条の規定にかかわらず、令和2年9月30日までとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に改正前の障がい者優先調達推進企業に対する優遇措置に関する要領第3条第1項の規定により届出を行った者に係る登録については、令和3年2月28日までの間、なお従前の例による。